定期健診結果の提供で 従業員を健康に

Let's 健康おきなわ21

リレーエッセイ

協会けんぽ沖縄支部
企画総務部長　玉城　雅人

協会けんぽは、加入者の健康のためにさまざまな取り組みをしている。例えば病院で医療を受けると、ご本人の窓口での負担は3割で残りの7割は協会けんぽが負担する。安く医療が受けられるので安心して病院へ行ける。その結果、重症化を防ぐことができ、加入者の健康に役立つ。しかし医療費の支払いは、医療が必要な状態、病気になってからのことだ。

そこで、病気になる前に対処しようというのが、健診、保健指導。健診で健康状態をチェックし、改善が必要であれば、保健指導により改善を図り、特に生活習慣に関わる病気を未然に防ぐ。これが加入者の健康にとても重要なことだと考えている。

沖縄労働局が発表したように県内労働者の健診での有所見率は8年連続全国ワースト1位であることを踏まえると当県においては特に健診の重要性が高い。

協会けんぽが被保険者に実施する健診は「生活習慣病予防健診」で当支部の受診率は約60%だ。この方々について健診データに基づき保健指導等健康づくりを行っている。

課題は未受診の約40%の方々だ。当支部がデータを把握できない為、必要に応じた健康づくりの取組みができていない。

そこで、特に事業主の皆様へお願いしたいことがある。40歳以上の従業員の皆様について労働安全衛生法に基づく定期健診の健診結果を提供頂きたい。提供頂くことで、この方々にも、当支部より必要な保健指導ができるようになり、従業員の健康づくりに役立つ。提供方法は事業所保管の健診結果個人票の写しを郵送して頂く方法がある。事業所の同意により当支部が直接健診機関から受領できる場合もある。提供については個人情報保護上の法律の問題もない。

また、協会けんぽの健診受診率として反映されるのでインセンティブ制度により2年後の支部保険料率の低減にも効果的となる。

皆様の大切な従業員の健康づくりのお手伝いをさせて頂くためにご協力願いたい。

八重山毎日／八重山日報
2年3月17日(火)